

吉野町まちづくり基本条例素案に対するご質問・ご意見・ご提案についての回答

■これらの質問・意見・提案（以下「意見等」と呼びます）は、パブリックコメント手続き（8月8日～9日8日）及び合同説明会（8月19日）での意見募集を通じて提案されたものです。

■意見等と回答について

① 「考え方（回答要旨）」は、吉野町まちづくり基本条例策定審議会の審議を経て、吉野町が作成したものです。逐条解説書も併せてご参照ください。

② 意見等については、類似のものはまとめ、要旨を掲載しました（条例素案に直接関係しないことは省きました）。

下記Ⅰ～Ⅲに分類し、Ⅱは条文順に並べています。複数の条文が関係している意見については、主たる条文の位置に示しました。

Ⅰ. 全体についての意見

Ⅱ. 条文についての意見

Ⅲ. その他の意見（素案作成のプロセス、周知・広報・活用、まちづくりのあり方等についての意見）

注 以下、「日本国憲法」を「憲法」と、
「吉野町まちづくり基本条例（現段階では素案）」を「本条例」と、
「吉野町まちづくり基本条例策定審議会」を「審議会」と呼びます。

I. 全体についての意見

番号	箇所	意見（主旨）	考え方（回答要旨）	備考
1		この条例はまちづくりの基本ルールですから、子どもからお年寄りまで理解できるようにする必要がありますと思います。	ご指摘の通り、本条例は、町民の皆様に理解され、活用されることが大切です。 素案作成過程でも、特に、町民のまちづくり活動を含めて吉野町の自治の活動の全体像を「見える」ようにすることを目指しました。また、条文を「ですます調」としたのも、分かりやすく、親しみを持ってもらうためです。 制定後も、この条例やまちづくりについて学ぶ機会を積極的に設けていきたいと考えております。	P C
2		地方分権改革後の流れを受けたこの条例づくりに賛同します。	ありがとうございます。 今後、人口減少や少子高齢化等の課題に対し、町民の皆様と町とが連携し、協働して取り組む際の、吉野町独自のまちづくりの基本ルールとしてつくるものです。これをみんなで共有して、自立した自治体としていけるよう努めて参ります。	P C
3		① 吉野町まちづくり基本条例はどのような経緯で策定されてきたのでしょうか。 素案は、いつ、誰が、どんな権限で、どのような法的な根拠、民主的な手続きにもとづいて、立案、推進されてきたものなのでしょうか。 ② 審議会は町民の代表なのでしょうか。 また、議会との調整についても教えていただきたい。	① 本条例は、今後のまちづくりを進めていく上で、町民・議会・行政が連携・協力する基本理念やルールが必要、という北岡町長の判断で、策定作業が始まりました。昨年夏より職員研修等で策定の趣旨を説明し、「吉野町まちづくり基本条例策定審議会」を設置するための条例を、町議会に諮り、昨年9月議会で承認されました。翌10月に審議会が発足し、町長から審議会に対して「まちづくり基本条例素案」と「同逐条解説書案」作成が諮問されました。審議会は、このように正当な手続きを経て発足し、執行機関（意見第12番を参照下さい）の附属機関として町長から諮問を受け、その答申を出すべく、慎重に審議を重ねています。 ② 本審議会に限らず、審議会の委員は、審議事項について専門的な知見を持つ人や多方面から検討できる人たちを、町長が選んで委嘱します。選挙で選ばれた「町民の代表」ではありませんが、正式に委嘱されて議論を行い、答申を出す役割を担っていただい	P C

			<p>います。今回の20人の委員は、地域代表（区長会連合会等、7人）、まちづくり団体代表（商工会等、4人）、公募による委員（6人）、町議会議員（2人）、学識経験者（1人）という顔ぶれです。まちづくり基本条例という趣旨を踏まえ、ほかの審議会よりも公募委員枠を増やし、男女比や年代にも配慮しました。</p> <p>審議会と議会との関係は、前述のように議会が審議会の設置条例を可決し、審議会委員として2人の議員が委嘱されています。事務局が議会全体に対して、節目節目で、審議状況を説明しています。</p> <p>議会の役割として、今後、審議会から答申を受けた町長が、精査の上、条例案として町議会に提出すれば、それを審議していただくこととなります。</p>	
4		<p>① 吉野町まちづくり基本条例と憲法、地方自治法との関係性はどうなっているのですか。</p> <p>② 「最高規範性」というのはどのような意味なのでしょう。</p> <p>③ 吉野町まちづくり基本条例が憲法、地方自治法と異なる場合の判断はどうするのでしょうか。</p>	<p>① 日本の法体系は、日本国憲法が最高法規として存在し（憲法第98条）、法律がその下にあります。</p> <p>地方自治に関しては、憲法第92条に、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、これに基づき地方自治法が制定されています。</p> <p>自治体の条例制定権は、憲法第94条と地方自治法第14条及び第96条に定められており、それぞれ「法律の範囲内で」、「法令に違反しない限り」とされています。この意味で、憲法一法一条例という体系化がなされています。</p> <p>ただし、「法令に違反しない限り」とは、法令に定めのないことについて条例を制定することができない、ということではありません。たとえば、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務は地方自治法からは外れましたが、多くの自治体が必要だとして独自条例で位置づけています。本条例でも第25条に盛り込んでいます。</p> <p>② 最高規範性とは、吉野町の自治運営（町の運営、町民の役割や責務、地域自治の運営等）の最も基本的で尊重されるべきルールにするという意味です。形式的には、条例間に上下関係はありませんが、基本条例と手続条例などの違いはあります。本条例は、もともと吉野町の町政運営の基本的なルールとすべく策定が始まった</p>	P C

			<p>もので、制定されれば、施策推進のルール体系を整序する役割を持つこととなります。</p> <p>ただし、町条例ですから、他の自治体の条例や国の法律を左右するものではありません。</p> <p>③ 本条例には、憲法や地方自治法、あるいはその他の法令に違反している箇所はありません。</p> <p>【参考】 憲法 第94条【地方公共団体の権能】 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p>【参考】 地方自治法 第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</p>	
5		<p>① 新たに、わざわざまちづくり基本条例をつくらなければならない理由はどこにあるのでしょうか。</p> <p>吉野町では、長年続いてきたなじみ深い団体自治と住民自治の仕組みがありますが、これらに欠陥があるのでしょうか。</p> <p>② まちづくり基本条例（自治基本条例）がなくても、住民参加型の地域活性化は可能なのではないのでしょうか。既存の仕組みの中で出来ないのでしょうか。</p>	<p>① そもそも吉野町には、町政運営の基本ルールがなく、今後、人口減少や少子高齢化が進む中で、どのようにまちづくりを行っていくかを考えた際に、吉野町の基本理念や原則、町民・議会・行政の役割分担、行政運営のルール等を明示したまちづくり基本条例が必要だと判断しました。</p> <p>従来の団体自治の仕組みを、地方分権の深化に伴って見直し、効果的な行政運営をはかるための条例とも言えます。また、住民自治の仕組みも、既に多くの地域で役員の高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、柔軟に見直していく必要があります。将来の町の姿を見据え、多様な主体の連携・協働を促して諸課題を乗り越えるためにも、本条例は必要です。</p> <p>② 吉野町では従来から、町民参加型の地域活性化活動が行われ、一定の効果をあげてきました。本条例は、情報共有や参画と協働について規定することで、従来の担い手の皆さんが動きやすくなると同時に、新たな担い手や連携が生まれることを期待しています。</p>	P C

6		<p>関連質問</p> <p>1) 本条例は行政手続条例の延長上にあるのですか。</p> <p>2) まちづくり基本条例とことなる特別条例をつくったり、後から類似の基本条例をつくったりしたらそちらが優先され最高規範となるのでは。</p> <p>3) 本条例がなくても住民は政治参加できるのではないですか。</p> <p>4) 自治基本条例が無いことで衰退した自治体はあるのですか。</p> <p>5) 自治基本条例があることにより活性化した自治体はあるのですか。</p> <p>6) 条例制定による効果測定等の調査分析を行ないましたか。</p>	<p>1) 行政手続は町政の一部であり、本条例はそれも含めて町政を包括的に体系づけています。本条例第33条に行政手続についての規定があり、詳細は別に定める（吉野町行政手続条例に委ねる、の意）としています。</p> <p>2) 法律には「後法の優先の原則」、つまり後で出来た法律や条例が優先されるという原則があります。従って、もし、別のまちづくり基本条例や「最高規範」をうたった条例が制定されれば、そちらが優先されます。ただし、本条例の改正というかたちではなく、新たに同趣旨の条例を制定することは通常考えられず、あったとしても首長や議会が調整すると思われます。</p> <p>3) 住民の政治参加については、地方自治法により、首長や議員の選挙・被選挙、首長や議員の解職請求、条例の制定又は改廃請求、陳情や請願等が権利として規定されています。本条例では、法に規定されている政治参加とともに、法に規定のないまちづくり活動への参加、参画と協働に重きを置いています。</p> <p>4) 及び5) 自治基本条例やまちづくり基本条例は、自治体運営のルールであり、具体的な地域活性化計画ではありません。それでも、町民・議会・町が情報を共有し、協働でまちづくりに取り組むことを基本とし、行政運営のルールも定めているので、地域の活性化に取り組む動きの後押しにはなります。日本全体で既に人口減少が始まっていますが、衰退を少しでも食い止めるため、住民自治システムの導入や行政経営力の向上を図る条文を盛り込んだ自治基本条例（まちづくり基本条例）を策定する自治体が多くみられます。基本条例は、課題に前向きに取り組む意思表示や姿勢の表明でもあります。</p> <p>6) 審議会答申以前の段階で「条例制定による効果測定等の調査分析」はできませんが、行政運営に総合的なルールができることで、人によって対応が異なるなど属人的な不安定要素がなくなることや、町民の町政に対する関心が高まることが期待できます。</p> <p>先行自治体でも条例制定後の効果測定は、まだあまりなされていませんが、兵庫県丹波市（自治基本条例を平成24年4月施行）では、条例に基づき審議機関の公開や市民の公募状況を調査し、その</p>	P C
---	--	--	---	-----

			結果に基づいて改善策の検討を始めました。 そのような情報も収集しながら、策定を進めてきたところです。	
7		外国人参政権について、審議会で議論されたのでしょうか。	外国人を含む町民のまちづくりへの参加・参画については審議会でも話題に上りましたが、外国人参政権については本条例とは直接関係がないとの結論となりました。この件は、国政で議論すべき問題と考えています。なお、町民の定義や住民投票に関する条項は、外国人参政権とは関係ありません。	P C
8		自治基本条例については、自由民主党が異例の通達を出して、自治基本条例を制定しないように、注意を喚起しています。これについて、どうお考えですか。	自民党が地方組織に通達を出したことは新聞の報道により承知していますが、内部文書であり、政府としての判断とは受け止めていません。また通達自体も、地方の条例制定権を否定するものではないと推察されます。通達は、自治基本条例が外国人参政権につながるなどの懸念を表明していると報道されていますが、本条例では、この懸念は当てはまらないと、と考えます。	P C
9		吉野町まちづくり基本条例の理論的根拠としている「複数信託論」「補完性の原理(原則)」について、吉野町はどう判断し、採用したのか、その理由を説明して下さい。	本条例は、特定の理論的根拠というものには依拠していません。町民・事業者・議会・行政等が適切な役割分担のもと連携・協力・協働してさまざまな課題に対応し、いつまでも住み続けたい・住み続けられる持続可能な吉野町をつくっていくことを策定の根拠としています。 補完性の原則はヨーロッパ地方自治憲章にも記された地方分権の基本原則であり、20年余の地方分権改革の成果を踏まえて、まちづくり基本条例を策定しようとする吉野町においても、大切にしたい考え方だと思っています。	P C

Ⅱ. 条文についての意見

番号	箇所	意見（要旨）	考え方（回答）	備考
10	第2条 (1) 第4条他	<p>「町民」の定義は、自治基本条例（まちづくり基本条例）の根本である「住民自治」の概念を逸脱しているのではないのでしょうか。これがこの条例の大きな問題点と考えます。</p> <p>そもそも自治基本条例（まちづくり基本条例）は、住民の信託に基づいて自治体の運営にあたる首長と議会が自治体運営をするための理念・原則・制度・仕組みを定めるもので、自治基本条例には、住民、首長、議会の三者以外に登場すべきで無いと考えます。</p> <p>吉野町の住民以外は、吉野町の「地方自治運営の主体」ではないと思います。</p>	<p>逸脱しているとは考えていません。</p> <p>本条例は、人口減少・少子高齢化を初めとする吉野町の課題解決に、町の総力をあげて取り組み、持続可能なまちづくりを進めていくための基本ルールをつくろうというものです。条例の名称を「<u>まちづくり基本条例</u>」としているのも、その考え方の表れです。</p> <p>町政の基本である町長や議員の選挙、あるいは地方自治法による各種直接請求等は、行使できる範囲が法により厳密に定められています（例えば公職の選挙権は、公職選挙法第9条で「日本国民で年齢満二十年以上の者」が有すると定められています。これらは条例で変えることは出来ません。）</p> <p>しかし、福祉や環境保全、観光振興等のまちづくり活動については、できるだけ多くの人の参加・参画を得て進める必要があると考え、町民の定義を広げました。</p> <p>現在でも、「住民」ではない企業・事業者が地域貢献活動をされておられます。また、吉野山の保全や観光振興には、町外からも多くの人に協力していただいております。今後も内外からさまざまな人や団体の応援が不可欠です。さらに、地域の自治活動の多く（防犯・防災、青少年育成、子どもや高齢者の見守り、地域環境保全、にぎわい創出など）は、主な担い手である地域住民以外の人や団体、例えば事業者やNPO・ボランティア団体、専門家、大学生らの参加や協力が求められています。</p> <p>なお、「町民」の中でも権利義務が異なる場面があるのは当然で、本条例においても、事柄によって参加できる「町民」の範囲を規定しています。例えば権利義務が発生するような場合には、事案により厳密な定義が必要となります。</p> <p>また、全国の自治基本条例の中には、ご指摘のように、住民、</p>	P C

			<p>首長、議会のみを対象とする「行政基本条例」のような構成のものもありますが(それでも、これら三者の関係＝協働や市民参加については触れています)、吉野町では、前述のように町政運営＝まちづくりを広くとらえ、狭義の町政運営だけでなく、民間の行うまちづくり活動や民間と行政が協働して行うまちづくり活動も含んだ条例にしたいと考えています。</p> <p>従って、条文は元のままとします。</p>	
1 1	第2条 (1)エ、オ	<p>エとオのみ語尾がひらかなですが、「者」で統一してはどうでしょう。</p>	<p>法律用語では、一般的に「者」は法律上の人格者(権利義務の主体)である自然人(普通の個人)及び法人をいい、「もの」は人格者に当たらない法人(人格なき社団等)あるいはこの両者を一括していう場合に用いられます。</p> <p>エは、納税義務を有するのは法律上の人格者だけでなく、それ以外の法人も含まれますし、オは、更に広い主体が含まれますので、「もの」と表しています。</p> <p>従って条文は元のままとします。</p>	P C
1 2	第2条 (2)(3)	<p>(2)では、町は、町議会と執行機関で構成されるとありますが、補助機関がありません。町が設立した諸団体も入っていません。</p> <p>ですから、「行政は、執行機関と町長、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会等必置の行政委員会)、及びその補助機関によって構成されます。行政と議事機関によって構成される基礎自治体としての吉野町を「町」と呼んでいます。」など、条例の言葉の定義は明確にしておいた方がいいのではと思います。</p>	<p>地方自治法第138条の4に、「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」とあり、各種行政委員会は執行機関に入ります。また、補助機関は、長及び執行機関の日常業務を補助するものであり、執行機関に含まれると考えられます。</p>	P C
1 3	第3条	<p>「参加」については、住民一人一人が小地域で語り合い、合意していく(それぞれがいろんな意見を述べながら、激しく議論をすることがあっても、最終的に互いに譲歩し納得して一つのこと決めていく。大変なことです、そういうことがとても大切です。)プロセスを</p>	<p>本条例では、参加、参画、協働は、まちづくりにあたっての重要な要素と考え、第12条、第13条に書き込み、特に第13条6では、「まちづくりに関する自由な議論が行える場や機会を設定し、町民と町又は町民同士が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくる」ことを町民と町に推奨しています。</p> <p>行政手続条例は、行政が行う行政指導に関する手続に関する</p>	P C

		<p>重視して欲しいです。</p> <p>住民の代表者と行政が決めて、あとは説明する（たとえば、この大切な条例についても、なぜこれが必要なのか、みんなの納得があるかどうか疑問の残るところですが）、という方法ではなく、誰もが参加し、合意し、決めていく方策を、具体的に今後考えていくということが盛り込んであれば、と思います。</p> <p>それには、行政手続条例についても、きちんと、住民参加の事項を盛り込むことが今後必要だと思います</p>	<p>事項を定め、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上を図るものであり、町民の参加・参画に関することを定めるものではありません。</p>	
1 4	第3条(1)	<p>2行目、「性別、障がいのあるなし等、その他あらゆる属性にかかわらず、」としてはどうでしょう。「その他あらゆる」とする理由は、外国人や多様な民族など様々な事柄を含むとすることです。</p>	<p>本条例第3条(1)は「……その他の属性にかかわらず……」とありますが、「その他」には前に列挙したもの以外のすべてを指しますので、「あらゆる」を入れる必要はないと考えます。</p>	P C
1 5	第3条(4)	<p>「交流とつながり」と「自発性」の項目を分け、「自発性」については、新たに(5)項を設けた方が、整理されていいと思います。</p> <p>また、「自発的な助け合い」ではなく、「自発的なまちづくり」または「積極的で自発的な（主体的な、能動的なとか）まちづくり」としてはどうか。なぜなら、たとえば、障がい者にとって、これまでは、とにかく『助ける』側と、障がい者等福祉サービスを必要とする地域住民は『助けられる』側、という一方通行の関係であることが多く、対等にまちづくりに参加ということがなかなか理解されていないことが多かったからです。果たして障がい者がそれを望んでいるかどうかです。（支え合っていく、助け合っていくのは当然のこととして）</p> <p>一人一人の人権を尊重するということで、</p>	<p>大切にしたい価値は多様であると考えられますが、本条例では吉野町（町民と町）として将来にわたって自治を行うときの基本理念として、4つに絞り込んでいます。</p> <p>第3条(4)の、「自発的に助け合うまちをつくります。」の文言は、町民一人ひとりが進んで（自発的に）助け合うまちをつくるという、個人の意思を強調した表現にしています。</p> <p>まちづくりについては、青少年や子どもも含めてすべての町民に参加・参画する権利を保障しており（第5条、第7条）、それぞれが対等な関係です。</p> <p>本条例では、「ソーシャルインクルージョン」という言葉を用いてはませんが、町民は属性に関わりなく、それぞれのやり方でまちづくりに参加・参画することを保障しています。「積極的」、「主体的」、「能動的」は、本条例の基調です。</p> <p>従って、条文は元のままとします。</p>	P C

		<p>ソーシャルインクルージョンの実現のための（障がい者もすべての人も地域社会に包み込む、という意味）合理的配慮を行うのは当然であるという考え方が重要であるからです。</p> <p>以下、このことに該当する条文には、「積極的」、「主体的」、「能動的」という言葉を入れていただければと思います。</p>		
1 6	第3条(4)	<p>「まちをつくる」は、「まちづくりをする」で統一してはどうでしょうか。二つの言い方が使い分けされているのでしょうか。混在していると、読まれる方は混乱すると思います。</p>	<p>本条例第2条(6)の、まちづくりの定義として、「住みよい豊かな吉野のまちをつくるための取り組み及び活動をいいます。」としています。一方、「まちをつくる」という表現は、町民等の積極的な行動を表しており、「まちづくり」はそういった一連の活動のことです。</p> <p>使い分けていますので、条文は元のままとします。</p>	P C
1 7	第6条	<p>第6条で、「町民は、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めます。」とありますが、町民の役割として、これでは分かりにくいと思います。町長や町議員、職員に関しては、その役割や責務を明確にすることはできると思いますが、町民に対しては具体的に規定するのは難しいのではないのでしょうか。</p> <p>こういう項目があるのは、町民の方に積極的にまちづくりに参加してほしいという思いでしようが、これに従わなかったらどうなるのかというような見方も出てくるかもしれません。町民の役割として何を意図しているのでしょうか。</p>	<p>本条例第6条は、ご指摘の通り町民に積極的にまちづくりに関わっていただきたい、という願いを込めた規定で、法律上の住民の権利や義務については書き込んでいません。</p> <p>なお、本条例では、「町民」の範囲を「住民」だけでなく、幅広くとらえました(第2条(1))。多くの人や団体に吉野町のまちづくりに参加し、応援していただきたいという思いを込めています。</p> <p>なお、「町民」に権利や義務については、対象や範囲が異なる事柄があるので(住民投票の有資格者等)、そのような場合には別途、規定していくこととなります。</p>	説明会
1 8	第6条	<p>普通の町民の方をまちづくりに巻きこむ仕掛けが必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>町民の皆様にもっとまちづくり活動に参加していただける具体的な仕掛けを、これからも工夫したいと考えております。皆様方からの提案も期待しています。</p>	説明会
1 9	第7条他	<p>子ども(若年者)の減少についても、「青少年及び子どもの権利」と並行して、吉野町のま</p>	<p>子ども(若年者)の減少は、吉野町に取っては非常に大きな課題です。減少の原因を探り、減らないような対策を取ることに行</p>	P C

		ちづくりとしての課題になると思います。	<p>政としてしっかり取り組んでいく必要があると認識しています。</p> <p>本条例では、そのような大きな課題に連携・協働して取り組む際の基本ルールを示しています。行政はもちろんですが、町内外の多様な主体の連携・協働により取り組んでいきたいと考えております。</p>	
20	第7条 第20条	住民自治(まちづくり)の必要性を知ってもらうには、教育が欠かせません。この条例では教育について、生涯学習の場として書かれ、子どもについては第7条に権利としてありますが、「学校教育、社会教育の場において、地方自治に関する幅広い教育を推進する必要がある」と、第24回地方制度調査会答申(平成6年)にならう文言を入れるべきではないでしょうか。	<p>本条例第20条では、まちづくり活動には学習が不可欠であることから、生涯学習の権利をうたっており、この権利は青少年及び子どもにも及びます。</p> <p>また、第7条3では、「青少年及び子どもがふるさとを大切に思い、健やかに育ち、心豊かに学び」としており、ふるさと(郷土)の歴史や文化、さらには現在のまちづくり、将来のまちの姿等を学ぶことができる環境づくりを行うこととしています。この中には町の運営等地方自治に関することも含まれます。</p> <p>従って、条文は元のままとします。</p>	PC
21	第25条	長期基本構想とまちづくり基本条例との関係はどうなっているのでしょうか。	<p>長期基本構想とは、「第4次吉野町総合計画」(2013年度～2020年度)のことだと思われませんが、総合計画は10年スパンで町の施策・事業を体系化したものです。本条例は、期限に定めはなく、より長期的かつ基本的な視点に立った町政運営の基本ルールです。</p> <p>なお、長期基本構想(総合計画)策定は平成23年5月の地方自治法の改正により、市町村の義務ではなくなりましたが、計画的な行政を推進する上で重要であることから、本条例に位置づけています(本条例第25条)。</p>	説明会
22	第34条	施策のPDCAサイクルをチェックする機関が必要です。なければつくる必要があると思います。	<p>本条例第34条に、町行政が効率的、効果的に運営されているかどうかを評価し改善し、その結果を町民にわかりやすく公表するとしています。</p> <p>本条例が施行された後は、これに基づき、どのような仕組みで行うのかの検討に入ります。施策のPDCAのチェックや総合計画の進捗監理を併せて行うことも考えられます。</p>	PC
23	第37条	外国人の吉野町町政への主体的な介入を許してもいいのでしょうか。	<p>ご指摘の点は、本条例とは直接、関連がありません。</p> <p>なお、地方自治法で規定されている「住民」も、単にその自治体</p>	PC

		<p>住民投票に「定住外国人」を参加させるのは違法ではないでしょうか。</p>	<p>に住所を有する者と定義されており、国籍等が限定されているわけではありません。</p> <p>本条例の住民投票の条項（第37条）は、地方自治法の直接請求権に基づく仕組みに基づいており、住民投票（条例）を求めることが出来るのは有権者のみです。ですから、定住外国人を含めてすべての外国人が住民投票を請求することは出来ません。</p> <p>住民投票で問う事案の内容によっては、投票権者を未成年者や定住外国人に広げた方が良い場合も考えられます。また、公聴会やタウンミーティングで、有権者ではない利害関係者の意見を聴くことも必要でしょう。そのような配慮から第37条4に「定住外国人や未成年者に配慮する」ことを盛り込みました。</p> <p>いずれにせよ、住民投票には、事案毎に投票権者、開票手続きを定めた住民投票実施条例（仮称）の制定が必要です。これは議会の審議にかけられます。ですから、最終的には町民の代表である議会が決することになります。</p> <p>従って、条文は元のままとします。</p>	
24	第38条	<p>「世界遺産等を活かすまちづくり」を提案されるのであれば、現在吉野町が直面している高齢化に対しての提案も何か掲げてもいいのではないかと思います。</p>	<p>「世界遺産等を活かすまちづくり」の条文は、吉野町の持っている豊かな地域資源を活用して、プラス方向のまちづくりを進めていく考えを示したものです。これが、人口減少等への対策（雇用の促進、経済の振興等）にもつながることを期待しています。高齢化対策の具体に関しては、本条例の趣旨を受け、政策や施策で実施していくこととなります。</p>	PC
25	第40条	<p>「国際交流」「多文化共生社会」推進については、移民が拡大する恐れがあり、問題であると考えます。</p>	<p>本条例第40条で「多文化共生」をうたった主旨は、国際社会に果たす役割を自覚し、人権尊重や多文化共生、平和の維持の理念を掲げつつ、広く国際社会との交流及び連携を促進すること、国際感覚豊かな人材を育成すること、国際観光地としてのまちづくりを推進すること、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重する多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進することです。</p> <p>移民の問題については本条例では扱っていませんし、そう読み取れる内容ではないと考えます。</p>	PC

			なお、本条例第38条では、世界遺産等を活かした国際観光地としてこれらに触れるために国内外からやって来る人々を「おもてなし」の心で迎え入れることを宣言しています。	
--	--	--	--	--

Ⅲ. その他の意見（素案作成のプロセス、周知・広報・活用、まちづくりのあり方等についての意見）

番号	箇所	意見（要旨）	考え方（回答）	備考
26		<p>説明会で説明を聞いて、30年後に吉野町町が消滅する可能性があることを実感しました。これに対して何よりも必要なのは、人口増加や定住性を高めるまちづくりです。このためには、少子化対策、就労支援、永住支援、教育の充実、産業の創生等の施策が必要です。危機感を持たないと町の衰退は食い止められないのではないのでしょうか。その意味で、30歳代、40歳代を中心とする今後責任を持つべき人達がまちづくりに参加してほしいと思います。</p> <p>こういう現実を受け止め、条例を作ってください。</p>	<p>人口減少や少子高齢化は、吉野町の最も大きな課題です。</p> <p>働く場として企業誘致も進めており、立地企業に対しては税の減免制度を設けています。吉野の自然等の環境を活かした企業、たとえば自然エネルギー関連企業などの立地可能性を検討しています。</p> <p>働く場づくりは、町民・事業者・行政等が連携・協働しないと前に進みません。本条例は、多様な主体の協働についてのルールも盛り込まれているので、協働を進めることによって、課題解決に取り組むことも考えています。</p>	説明会
27		<p>今日の説明会の資料に、吉野町の課題として人口が大きく減っていくことがあげられていて、2040年には3,600人近くになるということでした。その原因は「働く場が少なく、若者が定住しない」からだと思います。町内あるいは近くに働く場があればいいと思っていますが、これに対して何か取り組んでおられることがあるのでしょうか。</p>		説明会
28		<p>吉野町では、豊かな自然を十分に生かし切れていないのではないのでしょうか。</p> <p>ある幼稚園では、地域の方のご協力で、稲作の体験、森での自然に触れる遊び、川でのメダカ遊びなどを行っています。このような機会は、子育て世代とお年寄りがふれあう機会になっています。このような機</p>	<p>吉野町は、全国でも有数の歴史や文化、自然が豊かな町と言えますが、これまでそうした地域資源を十分に活かしてきていないところもあります。</p> <p>観光では、今後は滞在型・体験型に転換し、古い街並みや古民家を活用したショップやカフェ等、旅行者の嗜好に応じた様々な方策を考えていく必要があります。ご指摘のように、自然資源（環境）と地域の人材資源を組み合わせると、町民にとっても子ども</p>	PC

		<p>会を活かし、異世代の人達がつながっていただける吉野町をつくってほしいと思います。</p>	<p>の育成や子育て世帯の支援、高齢者とのふれあいなど、多様な成果が生まれます。これらは、町外から子育て世代を引き込む強力な誘因力にもなります。</p> <p>従来にはない発想で地域資源を活用していくには、行政だけでなく、町民・町内の事業者・地域自治組織・まちづくり団体・議会・行政等が連携・協力・協働して取り組んでいくことが効果的です。本条例は、そのための基本的ルールが盛り込まれており、条例を活用して、課題解決に取り組んでいきます。</p>	
29		<p>かつて「吉野曼荼羅まちづくり会議」が開かれていましたが、そこで出たさまざまな提案は実現しているのでしょうか。</p>	<p>「吉野曼荼羅まちづくり会議」は平成9年に、公募で集まった町民100人でスタートしました。町民の皆様がまちづくりについての夢を語り合い、学び合うことを通して人づくりをする場でした。まちづくりに関する提案書がまとめられ、行政施策の参考としてきましたが、実現したものもあれば、提案だけで終わってしまっているものもあります。</p> <p>今回のまちづくり基本条例は、曼荼羅まちづくり会議のような具体的事業を考案するものでなく、もう一段深いところの基本的なルールを定めるというものです。</p> <p>まちづくりの理念とまちづくりを進めるときの協働と行動原則を明らかにすることで、今後、具体的な事業を進める際に、非常に重要な役割を果たすと考えています。</p>	説明会